

# 令和6年度第1回群馬県難聴児早期支援体制整備推進協議会 議事録

(事務局)  
生活こども部 児童福祉課  
健康福祉部 障害政策課  
教育委員会 特別支援教育課

- 1 日時 令和6年11月7日(水) 19時00分から21時00分まで
- 2 場所 群馬県庁281-B会議室
- 3 出席者 委員15名(うちオンライン1名)、事務局8名
- 4 議事
  - (1) 群馬県難聴児早期支援体制整備推進協議会について
  - (2) 中核機能整備におけるコーディネーターの役割について
  - (3) 「新生児聴覚検査マニュアル」の一部改正について

## 【委員及び事務局の自己紹介】

### 【資料説明】

(事務局)

議事(1)について説明。

### 【情報共有・意見交換①】

(委員)

前回3月に協議会を開いて、今まで11月までの長い間、どのような取り組みをしていたのか伺いたい。実際に、本当に聞こえない、聞こえにくい子どもたちがいる親御さんは非常に困っている状況がある。群馬県はまだ、支援が滞っているところがあるので非常に危惧している。その中で、今回のテーマも中核機能またはコーディネーターの役割とは何かというのを今年度も続けて話し合うということで、なかなかまとまらない状態になっていることにも心配している。本気で早めに解決策を進めていかなければならない。他の県は既に事業を始めているところがある。早急に気を引き締めて進めていかなければならない。

(事務局)

昨年度第3回の協議会においてコーディネーターの役割をしっかりと協議する必要があると、皆さまからのご意見をいただき、協議を行っていたところである。

(委員)

状況は分かった。随時進捗を含む情報提供をお願いしたい。

(事務局)

今年度、もう1回、協議会の開催を予定しているので、その際には、皆さまにあらかじめ情報等を提供させていただき、進めてまいりたい。

(委員)

昨年度コーディネーターの問題以外にもいろいろな問題提起や提案があったと思うが、当面コーディネーターの問題だけに絞った話を進めるということか。例えば、聾学校の乳幼児相談を制度的にどう位置づけていくのか。教員の専門性の中に、0歳児から2歳児までが入るのかということ考えた時に、外部専門家として言語聴覚士の方が聾学校に入るとか、いろいろな方法も含めて検討がなされて初めて全体をまとめるようなコーディネーターを置き続けるのかという議論になると思う。それぞれの機関が今後どのような方向を向くのか、そのような議論なしにコーディネーターの話だけを進めることには、昨年度いくつか提案をした立場として結構抵抗がある。

(事務局)

今回のテーマとしては、まずはコーディネーターの役割という形で提案させていただいたが、その周辺に関わる重要な事項があると思われるので、あわせて議論をいただきたい。

(委員)

今後も話し合いと同時並行でいろいろな情報が出てくるということになるかと思う。具体的には、まだ法案は出てないが手話施策推進法について、聾学校が今の形でなんとなく手話を頑張っているのによいのかということとの兼ね合いの中で、協議会の中での立ち位置も考えていく必要があると思う。新しい情報も含めて、時間が大分経過しているので出てくる情報が古いままではまずいということも含めていろいろなことを検討していただかないといけないと思う。

(事務局)

国の動きも含め新たな情報については、この場で共有させていただきたい。

## 【資料説明】

(事務局)

議事(2)について説明。

(委員)

先程、コーディネーターについてご意見があった。資料には、各自治体の放デイ等の役割で代表的なところを書いてあるが、ここは昔ながらの歴史のあるところで、例えば秋田県のオリブ園は相当昔からある。群馬県は新しく作る職種なので、これは参考程度であり、同様の体制はちょっと難しいのではないかとおっしゃっていたと思う。あと、コーディネーターの役割が幅広い。言語聴覚士で聴覚領域に明るい人はすごく少ない。東京は聾学校の校長先生を退職した方で聴覚に明るい方などもコーディネーターの役割を担っている。群馬でも、以前、非常に聴覚に詳しい聾学校の校長先生がいらっしゃったと思うので、そういう所をあたって、一人というよりも数人でやった方がよいと思う。

(事務局)

皆さまからも群馬県内において言語聴覚士の方は非常に少ないのご意見をたくさんいただいた。チームで対応する点からは、他の職種、どんな職種がコーディネーターをできるのか検討できると思う。今ちょうど聾学校の校長先生のOBとお話をいただいた。

(委員)

校長先生の中には、もともと聾学校で教員をやっていて校長先生になったという先生がいるが、退職してから年数が経っており、お願いしてやっていただけるかは分からない。あとはこれから退職する本校の教員にそのような人がいるかどうか、そういうことも考える中に入れてもいいかと思う。

(委員)

先程、説明のあったコーディネーターの役割がちょっと幅広いので、もう少し厳選してもいいと思う。困難症例とか、かなりこじれた症例とかを担当するのは難しいのではないかと。あくまでも、まずはリファリーになった時に医療機関に行けなかった方、それが問題であり、ゼロにすることがまずスタートだと思う。まずはちゃんと精査する。補聴器を付けずに療育機関を利用したいという人ももちろんいると思うので、相談を受けた時にフォローできるようにしたらどうかと思う。

(委員)

かなり同感で、その上で立場的にちょっと厳しい言い方をすると、都道府県の例については、3月の時点で群馬のどこにも当てはまらないという話をしたと思う。例えば、秋田県のオリブ園は超有名で、一方で秋田聾学校は外部専門家として聾学校に言語聴覚士を置いたことで有名である。日本全国を見ると一極集中の一カ所で行っているのであれば、そこがコーディネートを引き受ければいいし、中核拠点をそこに置けばいい。もう一つあるのは、聾学校はあるけれども医療系もある場合で、例えば岐阜県だったら、みやこ園だったりとか難聴幼児通園施設、今だと聴覚障害に特化した児童発達支援センターがあるが、それが長い歴史があったりするとツートップという形になり、それらに

ついてどう折り合いを付けるかということになってくる。あるいは、神奈川県センターはかなり大規模で、いろいろな機能を備え、手話通訳から中核機能から盛り込めてしまうようなところであり、群馬に合うものは何もない。

その上で群馬の特徴は何かというと、2つどころか複数の特徴があるところである。それらを上手く生かしていかなければならないということが前提にあるので、むしろコーディネーターの役割はグッと絞ったものとし、関係者を必要な時に集めて、上手く調整できるような調整役がいいと思う。意地悪な言い方をすれば、事務局に3月に宿題を出した格好になっていたと思う。他の都道府県で近いモデルや、ここには上がっていない鳥取県のようなモデルとか、あるいは群馬の特徴にあったもので考えなければいけないのではないかと思う。

（事務局）

今回、他の自治体におけるコーディネーターの役割という資料をつけた理由については、委員の方でも若干の入れ替わりがあったということで参考につけさせていただいた。

（委員）

東京都については、すごく頑張ったと思う。一体型を目指すべく福祉局の方は動いた。ただ聾学校側からすると一体型をできるかということ、ちょっと皮肉な言い方をすると、教育委員会としては「学校の敷地を民間に貸し出すかどうか」という認識になっていたようにも感じる。

都道府県教育委員会からすると自ら設置している学校とは異なり、民間に対して行政が認可をするというシステムでやっている児童発達支援事業所に関しては、その調整をどうするか結構難しいところ。着地点としては、大塚聾学校の近くに、センターを設置するという形になった。

だから群馬でも調整をして、折り合いをどうつけるかっていうところを結構頑張って考えて欲しい。東京は色々な人材がいるので、聾学校を退職したというのは一つの提案としてあったと思うが、事情が結構違うと思う。

（事務局）

皆さまからいただいた意見の中にも、医療と教育は今非常に連携が取れていて、そこに福祉がなかなか絡んでいないというような現状があるという意見があった。事務局としても教育機関との連携は密にしっかりやっていきたいと考えている。

（委員）

具体的な方法が示されていない段階である。案が1つではなくても、2つ3つでもいいと思うが、具体的にコーディネーターをどのように設置するのか、一人か複数か。それから場所については、前回の会議の時に、県の施設あるいは県庁に置いた方がコーディネーターも動きやすいし、指示をしやすいという話が出たと思う。具体的な案をそろそろ示してもらい、それをもとに委員が議論をしていかなければいけないといつまで経っても意見の

集約で終わってしまう。

（事務局）

今回の具体的な提案をさせていただかなかった理由の一つとしては、前回に昨年度の第3回の協議会の中で事務局案を提案し、却下される形となった。それを踏まえ、まずはもう一度という観点で第1回の協議会を開催している。ここからしっかりと協議していただく必要があると思っている。

（委員）

コーディネーターの役割のことを改めて考えてみた時、言語聴覚士にこだわることはなく、聾学校を退職した校長先生など、聴覚に詳しい方がいいという話があったが、東京都の中核機能を担っている全国聴覚障害者教育福祉協会で相談を担当しているコーディネーターの中には、聾学校の幼稚部や乳幼児支援を長く担当していた先生が退職して子どもの相談に対応しているという状況がある。言語聴覚士にこだわる必要はなく、そのような方法があると思う。

コーディネーターの役割を考えた時に、子どもが聞こえない聞こえにくいと分かった時の親はすごく悩む。その相談先というのが一番のポイントではないかと考える。その窓口を受けてどのような話が聞けるのか、情報提供ができるのかというのをまず考えていく必要がある。きちんと情報を持っている人、例えば、医療機関、福祉、療育機関、教育機関などに関する幅広い情報を持っていて、しかも聴覚人工内耳、口話教育、手話言語等、すべての範囲を平等に情報提供できる人材を確保することが一番大事ではないかと思う。まず、そこからスタートして、コーディネーターの役割をどうするかということを確認していくのがいいと思う。

（事務局）

役割よりもまずは人材確保との意見があった。この総合相談機能や支援機関の支援を担える職種として、どんな職種が適当であるのか、意見を伺いたい。

（委員）

サステナブルに機能していくような人選を考える必要がある。言語聴覚士の中には、9割が言語専門で、聴覚専門は非常に少ない現状がある。その中で聴覚に強い言語聴覚士の人を、どう育て、どう配置するかということを考えつつ、その上で手話に関する専門性もきちんと理解と実践していただくことも視野に入れていく必要がある。この協議会で養成について提案することが難しいところは、課題とを感じる。

（委員）

コーディネーターの人材については、言語聴覚士である必要は全くないと思う。言語聴覚士と言っても9割以上は聴覚について触れない人が多い。また、聴覚に関しては、言語聴覚士より聾学校の教員の方が詳しいとか、あるいは社会福祉士の方が詳しいとかそういうケースも多々あると思う。なので、職種にこだわるというよりは、現場の経験

がしっかりあるか、その地域の事を知っているか。コーディネーターの役割を考えた時に理想をどんどん言っても、最終的に群馬県では誰がやるのかというところで絶対行き詰まる。群馬県のマンパワーで何ができるか、できるところからやるということは必要かと思う。あまり詳しい専門家をコーディネーターに置いてしまうと続かないかもしれない。先程、提案があったと思うが、各機関のそれぞれの機能を調整するような調整役で、そのような事務的な仕事をするという役割でも十分回していけるのではないか。

（事務局）

障害福祉サービスに繋がる時は、必ず相談支援事業所が介入するが、難聴児については相談支援事業所、また市町村の委託相談はどのような動きをしているのか。

（委員）

当法人が運営する施設を利用する家族は、まず相談支援専門員に計画を立ててもらう。開所して 10 年くらいであるが、聴覚に詳しい相談支援専門員は思い当たらない。複数担当して少し経験を積まれた方はいると思う。

（委員）

歴史的な経緯を考えていく必要がある。例えば、知的障害や重症心身障害であれば、学校教育自体が 1979 年の養護学校義務制があり、就学前は福祉領域になってきた。

ところが、特に聴覚は戦前からの長い歴史があって、それを担ってきたのが聾学校で、聾学校が戦後になって、義務教育をすぐにスタートできた中で幼稚部を作り、そして 0 歳から 2 歳も制度化されていないものの、支援に取り組んでいたところ、違う形の制度ができたというのが今である。要するに、福祉畑でこういう制度ができたという現状なので、長い歴史の中で聾学校がずっとやってきた部分があり、そこがよい部分もあるし、歪な状況を作っている部分も両方ある。一元化された情報がどこかに集まり、そこから適切なところに分配していくと形になかなかかなりにくい過去の経緯がある。それら含めて行政の方で提案をして欲しい。

（委員）

コーディネーターの役割を議論するということであるが、提示された機能のイメージ図を見ると群馬県だけで毎年 85 人ぐらいの対象者がいて、その関わりが 1 年で終わるわけではなく、最低 18 歳まで積み重なっていく。そうすると、これを困難ケースから総合相談機能まで全部やろうとしたら何人の人間が必要か。1 人や 2 人ではできないのはもう目に見えている。そうするとコーディネーターとしてどのぐらいの人数を考えているのかによって、その役割も自ずと決まるのではないか。

既に各機関で一部相談支援が行われているが、それが組織化されてないのが問題で、手を差し伸べるべき児童に対する支援が漏れてしまい、どこにも行けないでいる児童を最低限拾いあげなければいけない。そのことを厚労省が一番考えていることだと思う。そうであれば、コーディネーターの重要な業務は、重要性を順位づけして、個別ケースの情報の共有と、例えばこのケースについてはみんなで話し合おうとか、これは受診

を勧め、さらなる介入が必要である等、状況分析とそれに基づく方針の提示など、そのような形でやるようであれば、あるいはとりあえずは1人でもできるかもしれない。

しかし、そのためには、それなりに情報を整理しておく必要がある。その上で、コーディネーターは各機関の担当者と問題点を共有する等のシステムの構築をしないと、とてもできない。その辺のことを整理していかなければ先へ進めないのではないか。

（事務局）

今、提案させていただいている役割は大きく3つ。1つ目が総合相談機能で、これには困難ケースや、実際に現場に出向く相談対応も含む。2つ目は支援機関の支援。3つ目、関係機関支援に含まれるかもしれないが、実際に支援機関に出向いて行う相談対応。

（委員）

これは事務局がどこかの案を参考にして書いた役割か。

（事務局）

今までの議論を踏まえ、群馬県として必要な機能はここではないかというところで整理し、議論のたたき台として出したものである。

（委員）

役割が多すぎるのももっと縮小した方がいいのではないかと思う。むしろ取りこぼしなく、必ずリファアになった子がきちんと医療機関で精査する体制を作ることが重要。就学時健診で難聴が見つかり、調べるとリファア児が結構いる。軽い子はしゃべるので親も分からない。取りこぼしがないように繋ぐのが一番の群馬県の役割なのではないか。

（事務局）

取りこぼしについて、このイメージ図の中では、この受診勧奨検査結果の把握、管理この部分については市町村の役割として認識している。本来、市町村保健師の役割として検査結果を受けて受診の勧奨をするところは、今までもやっているところかと思う。

（委員）

資料中、今後のスケジュールには、体制検討が何度も出てくる。具体的に、それぞれどのような議論をしなければいけないのか、説明して欲しい。

（事務局）

今日の議論を経て、今年度中にもう1回協議会を開催する予定だが、いくつかの案について、それぞれのメリットデメリットなどを踏まえた特徴も示しながら、具体的な案を出したい。それについて、議論していただくのが今年度。来年度は、案が絞られる中で、具体的にその体制案の実現可能性について、検討したり交渉したりする時間をいただき、その結果をご報告するもの。予算の関係もあり、当初の予定から一年遅らせるところで、スケジュール案を作成したが、闇雲に延ばす必要もなく、具体的に議論

が進めば決定できると考えている。

（委員）

事務局から、取りこぼしを防ぐための方策は市町村でやっているとの話があったが、制度上は確かにそうであるものの、それが上手く働いていないことが、厚労省が3年前に体制検討委員会を作れといった最大の理由である。なぜかという、A市町村にBさんが住んでいたが、それがC市町村に転居した時、C市町村にその連絡が行っているかを考えると、現状は縦行政だからなされておらず、そこで途切れてしまっている。県外に出る児童はちょっと仕方がないとしてもせめて群馬県の中ではそういうことをなくして欲しいと思う。事務局の言っているその業務を市町村がやっているというのは、現状では機能していないと思う。取りこぼしがあれば、比較的医療と教育はシステムとしては上手くいっている。それにも関わらず、支援機関に行っていないのは取りこぼしがあるからではないか。その体制をきちんと作るのが、本当の一番初めにやる最低限のゴールであり、そういう意味で検討したほうがいいのではないか。

（委員）

事務局に確認したい。資料1の課題について、事務局の考え方というのは、今ある体制を活かしながら足りない部分を補うという考え方だと思う。多分この考え方と私たちの考え方にずれがあるのではないか。新しい体制を構築する中で、中核機能のあるものを作るという考え方が国の方針が出されていると思うが、改めて、国の基本方針を確認し、その上で協議した方がいいのではないか。

（委員）

3月の段階で、一旦、事務局案として「きらきら」ではどうかという話が出て、いやそれはちょっとという話になった。あの3月の時のポイントは、療育機関としての役割とコーディネーターとしての役割が違ったり、一方で同じ年齢の同じお子さんを対象にすると、それぞれの役割が混在してしまうおそれがあることから、一療育機関ではなく、県でやれないかということを検討する流れだった気がする。まず箱というか、その提案部分の話がないでこの話のしようがないというのは、これだけ有識者の人が集まって2時間いるのにという思いは正直ある。だから県がたとえば県庁の何階におきますってイメージなのか、県が作るにしても新前橋の方にスペースをとって相談業務も含めてやりますという話なのか。同じ県立っていうと聾学校も県なので、そここの機能をどう整備してそして出してくるのか、そういう事の案を次回出していただきたい。

（事務局）

今回は役割をしっかりと再認識していこうというところで、昨年度の第3回協議会の協議結果を踏まえたテーマで検討した。本日出た意見のとおり、何処に設置にするのか、誰がやるかによって役割が変わってくる、といった整理であるならば、今年度中にもう一度協議会を開催し、それを踏まえて提案し、その場所に設置した場合にどのようなメリットデメリットがあるのか。そういったところも提案させていただく。そのような形



でいかがか。

次の議題に進み、新生児聴覚検査マニュアルの改正について事務局から説明をする。

（委員）

スケジュールを確認したい。資料３に令和８年度にコーディネーター配置・中核機能整備。コーディネーターは令和７年度に配置とあるが、昨年度のスケジュールでは７年度に配置をして８年度にきちんとするというようなフローが書いてあった。この図を見るとコーディネーターの配置時期が分からない。それによって聾学校、たくさんの過去の先輩等もいらっしゃるのであたりを付けるというか、そういうところも頑張らなくてはいけないと思っているところもあるので、そこが明確になると提案がしやすい。

（事務局）

体制整備は８年度と考えている。

（委員）

コーディネーターの配置はどうか。

（事務局）

コーディネーターを配置し、中核機能を機能させていくのが令和８年度と考えている。

（事務局）

昨年度の協議会を踏まえ、今回、役割を再検討したいと考えていたところであるが、委員の皆さまのご意見で、まずは何処に置くのかという点で議論していく。次の協議会でしっかりと提案することとし、皆さんのご意見を伺っていきたい。

## 【資料説明】

（事務局）

議事（３）について説明。

（委員）

流れについてはよくまとめられたと思うが、二次聴覚精査医療機関は日本耳鼻咽喉科学会が定めており、耳鼻咽喉科の医師が常勤でいなければならない。なぜならば新生児は鼓膜所見、脳波の判断、それも相当たくさん数を見ないと分からないため、総合的に小児難聴に精通した耳鼻咽喉科の常勤の医師がいないと判断できない。そのように日本耳鼻咽喉科学会が基準を定めているので、小児科のところは消すべきである。あと小児医療センターも耳鼻科は非常勤なので、二次聴覚精査医療機関から抜いてあるはずではないか。高崎総合医療センターについても常勤の医師が小児の検査ができない、脳波もできないということである。やはり日本耳鼻咽喉科学会の基準に沿って載せるべきである。

(事務局)

基準については確認し、整理をしたい。

(委員)

赤十字病院の小児科については、院内耳鼻科の先生と連携をとりながらできないか。

(委員)

耳鼻科の常勤がいるので、どうして耳鼻科になってないのか私も疑問に思う。

(委員)

小児科耳鼻科でよいのか。

(委員)

小児科耳鼻科よりは耳鼻科を窓口にした方がよい。結局、小児科に行っても耳鼻科に行く。耳鼻科の常勤がいるところに紹介すべきで、以前からそのように日本耳鼻咽喉科学会が定めている。

(委員)

診療科については、例えば県がアンケートをした時、何科で見ますか？という質問に、小児科という返答があったのではないか。それでこの診療科が書かれたと私は思った。A B Rの値は、中耳腔が腫れてたり、外耳が腫れてたりと中耳腔に浸出液が残っていると全然違う値になってしまうので、小児科だけではちょっとどうかなという気がする。ましてや前橋赤十字あたりは耳鼻科の常勤がいるので。先程の小児医療センターについては逆に耳鼻科は常勤じゃないということなので、この辺もやはり日本耳鼻咽喉科学会の内容は長井先生が詳しいので聞いていただきながら診療科体制は、もう一度ご相談いただけた方がよいのではないかという気がする。

(事務局)

診療科については、窓口になる診療科についての質問をしたアンケートの答えをそのまま載せているので、各病院の中で最終的にどういう判断がされているか、というところまで示したものではないという前提で私どもも調査をしている。確かに耳鼻咽喉科の先生が診られる必要があるといったことや人員の基準など、また再度教えていただきながら確認したい。

(委員)

小児医療センターのことであるが、ここが抜けるとなると、北毛地域の方が相談する場所がなくなってしまうので、上手く検討していただきたい。

(委員)

スクリーニング検査を受けてリファーになった時にその原因の一つとして、サイトメ

ガロウイルス感染症の疑いがあるということから、それをきちんと精査した上で判断する必要がある、マニュアルを改正するという理解でよろしいか。

（事務局）

おっしゃるとおりで国の通知の中では、先天性サイトメガロウイルス感染症診療ガイドラインというのが定められており、新生児の聴覚検査でリファーになった場合、先天性の感染症の有無を調べるということが強く推奨されることになったことから、今回このように改定を行う旨の通知があったものである。